

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年12月17日鏡石町農業委員会第29回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 12月9日(火)
- 2 会期 令和7年 12月17日(水) 1日間
- 3 開閉の日時
開会 令和7年 11月17日(月) 午後1時26分
閉会 令和7年 11月17日(月) 午後2時 2分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜沼 雅子 君 4番 藤島 真理子 君
5番 白澤 正 君 6番 稲田 貴夫 君
7番 面川 祐吉 君 8番 円谷 一男 君
9番 菊地 榮助 君
農地利用最適化推進員
1番 吉田 功一 君 9番 添田 隆義 君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜沼 雅子 君 4番 藤島 真理子 君
5番 白澤 正 君 6番 稲田 貴夫 君
7番 面川 祐吉 君 8番 円谷 一男 君
9番 菊地 榮助 君

農地利用最適化推進委員
1番 吉田 功一 君 9番 添田 隆義 君
- 7 欠席委員
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見の決定について

報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開会 午後1時26分

事務局 定刻より若干早いのですが、ただいまから第29回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。推進員の皆様もご苦労様です。

今年最後の定例総会となりますが、この後、農地パトロールやマイコスマイの試食会という様な段取りになっていますが、皆様には色々ご協力いただきまして1年間ありがとうございました。任期も我々来年の6月までとなっております。まだまだありますが、これからもよろしく願いいたします。

本日は議案が2件、報告1件となっております。

皆様のご審議をよろしく願いしたいと思います。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、皆無です。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「2番 根本 竜太郎 委員」「3番 鶉沼 雅子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

案件は3件になります。

番号1 桜岡地区において畑2筆、田14筆、城ノ内地区において、田1筆、畑2筆、堂前地区において田5筆の合計24筆となっております。申請事由についてはそれぞれ規模拡大福祉事業のための農地取得、規模縮小の理由で所有権移転をしております。

番号2 東河原地区において畑3筆です。

申請事由は、それぞれ規模拡大と、離農という事になっておりますが、譲受人、譲渡人は親子関係でありまして、生前贈与という形になっております。

番号3 諏訪町地区において田4筆です。こちらの申請事由については、規模拡大、規模縮小となっております。

詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。

以上で説明を終了します。

議長 暫時、休議します。

(休議 13:36)

(開議 13:38)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。
議案第1号について、説明が終わりました。
ここで地元委員により意見を求めます。

1番 吉田推進委員

吉田推進委員 議案第1号 番号1について現地確認は、12月9日(火)私のほか、菊地会長、大河原推進委員、事務局2名の5名で実施しました。

現地では、申請人の担当者と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、9番 添田推進委員

添田推進委員 議案第1号 番号2についての現地確認は、12月9日(火)私のほか、根本委員、事務局2名の4名で実施しました。

現地では申請人と面会し、農地処分の方針により、譲受人が農地を譲り受ける内容であることを確認し、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、番号3について添田推進委員

添田推進委員 議案第1号 番号3についての現地確認は、12月9日(火)私のほか、根本委員、事務局2名の4名で実施しました。

現地では、申請人と面貸し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(2番 手を挙げる)

議 長

2番 根本委員

根本委員

議案第1号 番号1の案件につきまして、社会福祉法人で取得という事ですが、かなり面積が多く点在しております。こういった形で利用される予定なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

事務局

社会福祉法人という事で、利用者の活動として耕作を行うという事を考えておりました、そのための農地取得との事です。
以上で説明を終わります。

議 長

だいぶ人数が多いので、自分の所で取れたお米を利用したいという話はしておりました。元々農家をやっていた方が社会福祉法人へ行って、栽培をやるという話でした。
以上です。

議 長

他に、質疑・意見等ございますか。
(7番 手を挙げる)

議 長

7番 面川委員

面川委員

トラクター1台所有となっておりますが、その他に機械とかあるのでしょうか。

事務局

今回大まかに土地を購入したので、機械とか必要があれば、購入もしくはリースすると思いますが、目的が社会福祉法人の利用者の活動内容が耕作という事なので、人力でやるのがメインという形で考えているので、面積のわりに農機具は必要ないかと思われまます。ただ、大規模な社会福祉法人ですので、必要によってリースしたり、農機具を購入したりという事は考えられます。詳しい詳細は聞いておりませんが、基本的には人力でやるという考えでございます。
以上です。

議 長

今年は耕作していませんが、皆さんも御存知のとおり、前の年の種がこぼれて出た所は、手で刈ったという事でした。

議 長

暫時、休議します。
(休議 13:45)
(開議 13:46)

議 長

休議前に引き続き、会議を開きます。
他に、質疑・意見等ございますか。

(質疑・意見なし)

議 長	質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、 を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、をご説明いたします。 番号1 利用権の種類については、賃借権になります。 豊田地区において田、2筆。賃借料については設定しないという事です。 設定期間については令和8年1月30日から令和16年12月31日までとなっております。 詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。 以上で説明を終了します。
議 長	議案第2号について、説明が終わりました。 それでは、質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手願います。
議 長	質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、計画に賛成と決定しました。
議 長	暫時、休議します。 (休議 13:49) (開議 13:50)
議 長	休議前に引き続き、会議を開きます。
議 長	次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
ご説明いたします。
報告する案件は2件でございます。
番号1 東町地区において田の1筆。権利の種類は所有権移転で、目的は
宅地となっております。
番号2 東町地区において田の1筆。権利の種類は所有権移転で、目的は
貸駐車場となっております。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議長 暫時、休議します。

(休議 13:54)
(開議 13:58)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長 報告第1号について説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませ
んか。

(異議なし)

議長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規
定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しまし
た。

議長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願い
いたします。

(7番 手を挙げる)

議長 7番 面川委員

面川委員 先程の報告第1号の件ですが、開発区域になっているとの事ですがどの辺
りまで開発区域になっているのでしょうか。

事務局 あの辺一帯の4工区ほど予定になっております。

議長 その他の件について、委員の皆さんからご発言があれば挙手をお願いいた
します。
(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第29回定例総会を閉会といたします。
閉会 午後 2 時 2 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、
内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 2番 印

署名委員 3番 印